

高浜発電所3号機 第23回施設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	V7系列 RCS装置												V7系列 調整運転
					R/V開放	燃料取出	燃料送給	R/V補立	起動試験	RCS停止検査	C/V-LRT	5-1	4	5-1	4	5-1	
主要工程																	
RCS 水位																	
			<p>キャビティ/排水</p> <p>RCS 排水</p> <p>ミッドロープ</p> <p>RCS 全フロー</p>														
			<p>要求内容</p> <p>(2) 可搬型/リフトリ(加圧器)がし(弁用)を使用した加圧器がし(弁)による1次冷卻系の減圧系が動作可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型ポンベ(加圧器)がし(弁用)：2本 (1セット2本(A系1本、B系1本))</li> <li>・可搬型空気圧縮機(加圧器)がし(弁用)：2台 (1セット2台(A系1台、B系1台))</li> <li>・可搬型/リフトリ(加圧器)がし(弁用)：1個</li> <li>・空弁式非常用送電装置</li> <li>・可搬型整流器</li> <li>(表85-15-1)において運転上の制限を定める)</li> <li>(表85-15-5)において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> </ul> <p>原子炉格納容器スプレイ系(および業務去水タンクを除く)の1系統以上が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)であること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・格納容器スプレイポンプ：1台</li> <li>・燃料取替用水タンク</li> </ul>	<p>関連設備</p> <p>し(弁用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型/リフトリ(加圧器)がし(弁用)</li> <li>・空弁式非常用送電装置</li> <li>・可搬型整流器</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>													
第85条(表85-6-1) 原子炉格納容器スプレイ		モード3、4、5、6	<p>恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(表85-14-3)において運転上の制限を定める)</li> </ul> <p>恒設代替低圧注水ポンプ：1台</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空弁式非常用送電装置</li> <li>(表85-15-1)において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ</li> <li>(表85-14-2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料取替用水タンク</li> <li>(表85-14-3)において運転上の制限を定める)</li> <li>・復水タンク</li> <li>(表85-14-4)において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<p>恒設代替低圧注水ポンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空弁式非常用送電装置</li> <li>・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ</li> <li>・燃料取替用水タンク</li> <li>・復水タンク</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>													
第85条(表85-6-2) 代替原子炉格納容器スプレイ-恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ		モード3、4、5、6	<p>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> </ul> <p>可搬式代替低圧注水ポンプ：1台×2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)：1台×2</li> <li>・消防ポンプ：24台×2</li> <li>(表85-12-1および表85-14-1とは別に確保)</li> </ul>	<p>可搬式代替低圧注水ポンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)</li> <li>・消防ポンプ</li> <li>・仮設組立モック</li> <li>・ガソリン用ドラム缶</li> </ul>													

高浜発電所3号機 第23回施設定期検査時の安全管理の計画

16/31

RCS水位		主要工程										V7加列										
		RCS減温	R/V開放	燃料取出	燃料装荷	R/V補立	起動試験	C/V-LRT	RCS減圧/検査	起動試験	V7加列	調整運転										
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	3			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設立式水櫃：1台×2</li> <li>ガソリン用ドラム缶</li> <li>燃料油貯蔵缶</li> <li>タンクローリー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料油貯蔵缶</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																		
第85条(表85-7-1)	原子炉格納容器内自然対流冷却	モード3、4、5、6	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能(ポンプが手動起動)(系統構成含む)できること、または運転中であること</li> <li>A、B格納容器再循環ユニット、2基</li> <li>A、B、C原子炉格納冷却ポンプ、2台</li> <li>(A、B、C)のうち、いずれか2台</li> <li>A、B原子炉格納冷却水冷却器、2基</li> <li>原子炉格納冷却水サージタンク、1基</li> <li>蒸発ポンプ(原子炉格納冷却水サージタンク加圧用)：1台</li> <li>海水ポンプ、1台</li> <li>可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)(SA用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A、B格納容器再循環ユニット</li> <li>A、B、C原子炉格納冷却水ポンプ</li> <li>A、B原子炉格納冷却水冷却器</li> <li>原子炉格納冷却水サージタンク</li> <li>蒸発ポンプ(原子炉格納冷却水サージタンク加圧用)</li> <li>海水ポンプ</li> <li>可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)(SA用)</li> </ul>																		
第85条(表85-7-2)	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替格納冷却	モード3、4、5、6	<ul style="list-style-type: none"> <li>大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口まで)2系統が動作可能</li> <li>大容量ポンプ：1台×2(3号炉および4号炉の合計を要致)</li> <li>A、B格納容器再循環ユニット</li> <li>(表85-7-1)において運転上の制限を定める</li> <li>燃料油貯蔵缶</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める</li> <li>タンクローリー</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める</li> <li>可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)(SA用)</li> <li>B余熱除去ポンプ(海水冷却)</li> <li>(表85-4-6)において運転上の制限を定める</li> <li>C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)</li> <li>(表85-4-6)において運転上の制限を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大容量ポンプ</li> <li>A、B格納容器再循環ユニット</li> <li>燃料油貯蔵缶</li> <li>タンクローリー</li> <li>可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)(SA用)</li> <li>B余熱除去ポンプ(海水冷却)</li> <li>C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)</li> </ul>																		
第85条(表85-8-1)	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	モード3、4(蒸気発生器が除熱法のために使用されている場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) モード3および4(蒸気発生器が除熱法のために使用されている場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統(電動補助給水ポンプ2台で1系統(流量に制限))が動作可能(ポンプが手動起動)(系統構成含む)できること、または運転中であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動補助給水ポンプ</li> <li>タービン駆動補助給水ポンプ</li> <li>タービン駆動補助給水ポンプ起動弁(即挿手動操作)</li> <li>蒸気発生器</li> <li>復水タンク</li> </ul>																		

# 高浜発電所3号機 第23回施設定期検査時の安全管理の計画

17/31

主要工程		V7系列																						
		RCS減温	R/V開放	燃料取出	燃料送給	R/V補立	C/V-LRT	RCS減圧/検査	起動試験	起動前昇点検	起動試験	起動試験	調整試験											
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	3		
RCS水位		<p>キャビティ/排水 RCS 排水 ミッドロープ RCS全フロー</p>																						
第95条(表85-9-1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	第95条(表85-9-1)	モード3, 4(蒸気発生器が除熱のために使用されている場合)	<p>(2) モード3において、復水タンクを水添としたタービン動機給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること、タービン動機給水ポンプは原子炉起動時のモード3において配管に依る調整を行っている場合は運転上の制限は適用しない、タービン動機給水ポンプが動作可能とは現場手動による起動を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電動機給水ポンプ:2台</li> <li>・タービン動機給水ポンプ:1台</li> <li>・蒸気発生器:3基</li> <li>・復水タンク</li> </ul> <p>(表85-14-4)において運転上の制限を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空冷式非常用発電装置</li> </ul> <p>(表85-15-1)において運転上の制限を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油貯油槽</li> </ul> <p>(表85-15-7)において運転上の制限を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯油槽</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>																				
第95条(表85-10-1) 水素濃度低域	第95条(表85-10-1)	モード3, 4, 5, 6	<p>(1) 静熱触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 静熱触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉格納容器水素濃度監視装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉格納容器水素濃度監視装置温度監視装置の所要数が動作可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静熱触媒式水素再結合装置:5基</li> <li>・静熱触媒式水素再結合装置温度監視装置:5個</li> <li>・原子炉格納容器水素濃度監視装置:12個</li> <li>・原子炉格納容器水素濃度監視装置温度監視装置:12個</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯油槽</li> </ul> <p>(表85-15-7)において運転上の制限を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリー</li> </ul> <p>(表85-15-7)において運転上の制限を定める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静熱触媒式水素再結合装置</li> <li>・静熱触媒式水素再結合装置温度監視装置</li> <li>・原子炉格納容器水素濃度監視装置</li> <li>・原子炉格納容器水素濃度監視装置温度監視装置</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯油槽</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>																				
第95条(表85-10-2) 水素濃度監視	第95条(表85-10-2)	モード3, 4, 5, 6	<p>可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度計測1系統、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス基料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型格納容器内水素濃度計測装置</li> <li>・可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ</li> <li>・可搬型格納容器ガス基料圧縮装置</li> <li>・可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ</li> </ul>																				

# 高浜発電所3号機 第23回施設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	V7並列 RCS 監視												V7並列 調整運転										
					R/V開放	燃料取出	燃料送給	R/V補立	起動試験	C/V-LRT	RCS漏えい検査	起動試験	5-1	5-2	5-1	5-2		5-1	5-2	5-1	5-2	5-1	5-2				
<b>主要工程</b> キャビティ排水 RCS 排水 ミッドロープ RCS 全フロー																											
			個、A 油分分離器1個/動作可能 ・可搬型燃料容器外気温度計測装置:1個 ・可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ:1台 ・可搬型燃料容器ガス球圧圧縮装置:1台 ・Aガスサンプリング圧縮装置:1個 ・Aガスサンプリング冷却器:1個 ・A油分分離器:1個 ・大容量ポンプ (表85-7-2において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵槽 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・可搬型燃料容器ガス球圧圧縮装置 ・Aガスサンプリング圧縮装置 ・Aガスサンプリング冷却器 ・A油分分離器 ・大容量ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵槽 ・タンクローリー																							
第85条(表85-11-1) 水素排出		モード3、4、5、6	(1) A7アニュラス空気浄化系が動作可能(ファンが手動起動し系統構成含む)であること、または運転中であること (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能 ・Aアニュラス空気浄化ファン:1台 ・Aアニュラス空気浄化フィルタユニット:1基 ・窒素ポンベ(A7アニュラス空気浄化排気弁作動用):2本 (1セル/2本)(アニュラス空気浄化排気弁作動用)1本、アニュラス排気弁作動用1本) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵槽 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー	・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ポンベ(A7アニュラス空気浄化排気弁作動用) ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵槽 ・タンクローリー																							
第85条(表85-12-1) 海水から使用済燃料ピットへの注水		使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	潤防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系を系統動作可能 ・潤防ポンプ:7台×2 (表85-4-4-5、表85-6-3、表85-12-2、表85-14-1とは別に確保) ・ガリン用ドラム缶 (表85-12-4において運転上の制限を定める)	・潤防ポンプ ・ガリン用ドラム缶																							
第85条(表85-12-2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系		使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統(1系統とは屋外に配備する可搬式代替低圧注水ポンプ1台、電源車、可搬式代替低圧注水ポンプ用)1台、消防ポンプ4台、仮設独立式消火器1基が動作可能 (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統(1系統とは屋内に配備するスプレイヘッド4	・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・消防ポンプ ・仮設独立式消火器 ・スプレイヘッド																							

高浜発電所3号機 第23回施設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	RCS全プロ																				
					3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	6-2	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3	
RCS水位			要求内容 個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む)が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ:1台×2 ・電源車:可搬式代替低圧注水ポンプ用:1台×2 ・消防ポンプ:4台×2 (表85-12-1, 表85-14-1とは別に確保) ・仮設独立式水櫃:1基×2 ・スプレッドヘッド4個 ・ガソリン用ドラム缶 (表85-12-41において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)																						
			キャビティ排水 RCS 放水 ミッドローブ RCS全プロ																						
第85条(表85-12-3) 使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットに燃料林を貯蔵している期間		(使用済燃料ピットの監視) ・使用済燃料ピット水位(仮設):2個 (動作可能な当該設備が所定数を満たさない場合において、可搬式使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとみなさない) ・使用済燃料ピット温度(AM用):2個 ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ カメラ空冷装置(使用済燃料ピットエリア監視) ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は1セット(1個)を含む:2個 ・可搬式使用済燃料ピット水位:2個 ・可搬式非常用電源装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・使用済燃料ピット監視装置 ・使用済燃料ピット水位(AM用) ・使用済燃料ピット温度(AM用)カメラ カメラ空冷装置を含む ・可搬式使用済燃料ピット水位 監視カメラ ・空冷式非常用電源装置 ・燃料貯油そう ・タンクローリー																					
第85条(表85-12-4) ガソリン用ドラム缶による燃料供給設備	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料林を貯蔵している期間		ガソリン用ドラム缶による燃料供給設備:1006/台(1台以上(3号炉および4号炉の合計所要数))	・ガソリン用ドラム缶 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																					
第85条(表85-13-1) 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への応対	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料林を貯蔵している期間		大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲2個(予備機1個含む)および泡連合器1台)動作可能 ・大容量ポンプ(放水砲用):3台 (2台接続で3号炉と4号炉間で同時に放水できる容量を有するもの。3号炉及び4号炉合計所要数) ・放水砲:3個(3号炉及び4号炉合計所要数) ・泡連合器:1台(3号炉及び4号炉合計所要数)	・大容量ポンプ(放水砲用) ・放水砲 ・泡連合器 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																					

# 高浜発電所3号機 第23回施設定期検査時の安全管理の計画

主要工程		V7系列												V7系列											
		RCS 全フロー		RCS 監視		RCS 停止/検査		RCS 停止/検査		RCS 停止/検査		RCS 停止/検査		調整/運転											
		キャビティ/排水		RCS 排水		RCS 停止/検査		RCS 停止/検査		RCS 停止/検査		RCS 停止/検査		調整/運転											
		ミッドロー		RCS 全フロー		RCS 停止/検査		RCS 停止/検査		RCS 停止/検査		RCS 停止/検査		調整/運転											
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	3			
第85条(表85-13-2) 海への漏洩抑制	第85条(表85-13-2) 海への漏洩抑制	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料油貯蔵タンク (表85-15-7)において運転上の制限を定める</li> <li>タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める</li> </ul>	関連設備																					
第85条(表85-14-1) 海水を用いた復水タンクへの補給	第85条(表85-14-1) 海水を用いた復水タンクへの補給	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>所置数が使用可能</li> <li>シフトフェンス, 2組(3号炉および4号炉の合計所要数) 取水設備:</li> <li>高さ約8m/幅約12m/本を2本で1組として2組(4本) 放水口側:</li> <li>高さ約10m/幅約80m/幅約20m/本を4本を接続した状態で1組として2組</li> <li>高さ約10.5m/幅約70m/幅約20m/本を3本, 幅約10m/本を1本を接続した状態で1組として2組</li> <li>高さ約10.5m/幅約10m/幅約10m/本を1本で1組として2組</li> <li>高さ約10.5m/幅約13m/幅約13m/本を6本で1組として2組</li> <li>高さ約2m/幅約5m/幅約5m/本を1本で1組として2組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シフトフェンス</li> </ul>																					
第85条(表85-14-2) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	第85条(表85-14-2) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水を用いた復水タンクへの補給系が動作可能 (表85-4-5, 表85-6-3, 表85-12-1, 表85-12-2とは別に確保)</li> <li>ガソリン用ドラム缶 (表85-12-4)において運転上の制限を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料ポンプ</li> <li>ガソリン用ドラム缶</li> </ul>																					
第85条(表85-14-3) 燃料取替用水タンク	第85条(表85-14-3) 燃料取替用水タンク	モード3, 4, 5, 6 (キャビティ低水位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能</li> <li>燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ: 1台</li> <li>復水タンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替用水タンク</li> <li>ポンプ</li> <li>燃料取替用水タンク</li> </ul>																					
第85条(表85-14-4) 復水タンク	第85条(表85-14-4) 復水タンク	モード3, 4, 5および6	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替用水タンク: (1) ほろ素濃度: 2000ppm 以上 (2) ほろ素濃度: 有効水量: 1600m<sup>3</sup>以上 (原子炉キャビティ水張り, 水抜き期間においては第85条に定める水張りおよび所定注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間には、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティが抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間という)</li> <li>復水タンク (有効水量: 646m<sup>3</sup>以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替用水タンク</li> </ul>																					
第85条(表85-15-1) 空缶式非常用発電機室から	第85条(表85-15-1) 空缶式非常用発電機室から	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>空缶式非常用発電機室による電源系1系(1系機上), モード3, 4, 5および6において空缶式非常用発電機室2台, 使用済燃料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空缶式非常用発電機室</li> <li>燃料油貯蔵タンク</li> </ul>																					



### 高浜発電所3号機 第23回施設定期検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	V7並列																	
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	3	
<b>主要工程</b> RCS水位 キャビティ排水 RCS 湯火 ミッドループ RCS 全フロア				V7並列 RCS湯こみ検査 起動試験 起動前昇点検 R/V開放 燃料取出 燃料送給 R/V組立 C/V-LRT 起動試験 調整運転																	
第85条(85-15-5) 可燃型蒸気発生からの放電	可燃型蒸気発生からの電源系系統1系統とは、可燃型蒸気発生1個の動作可能 ・可燃型蒸気発生: 1個 ・空弁式非常用発電装置 (85-15-11において運転上の制限を定める) ・号機間電力融通用ケーブル(3号~4号) (85-15-21において運転上の制限を定める) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯蔵タンク(他号炉) ・タンクローリー	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可燃型蒸気発生からの電源系系統1系統とは、可燃型蒸気発生1個の動作可能 ・可燃型蒸気発生: 1個 ・空弁式非常用発電装置 (85-15-11において運転上の制限を定める) ・号機間電力融通用ケーブル(3号~4号) (85-15-21において運転上の制限を定める) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯蔵タンク(他号炉) ・タンクローリー	関連設備 ・可燃型蒸気発生 ・空弁式非常用発電装置 (8号~4号) ・号機間電力融通用ケーブル (8号~4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯蔵タンク(他号炉) ・電源車 ・燃料油貯蔵タンク ・タンクローリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
				関連設備 ・代機室内電気設備分電盤 ・代機室内電気設備変圧器 ・空弁式非常用発電装置 ・可燃型蒸気発生 ・タンクローリー ・燃料油貯蔵タンク	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
第85条(85-15-6) 代機室内電気設備からの給電	所定数が使用可能 ・代機室内電気設備分電盤: 1個 ・代機室内電気設備変圧器: 1個 ・空弁式非常用発電装置 (85-15-11において運転上の制限を定める) ・可燃型蒸気発生 (85-15-5)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー ・燃料油貯蔵タンク	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	所定数が使用可能 ・代機室内電気設備分電盤: 1個 ・代機室内電気設備変圧器: 1個 ・空弁式非常用発電装置 (85-15-11において運転上の制限を定める) ・可燃型蒸気発生 (85-15-5)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー ・燃料油貯蔵タンク	関連設備 ・代機室内電気設備分電盤 ・代機室内電気設備変圧器 ・空弁式非常用発電装置 ・可燃型蒸気発生 ・タンクローリー ・燃料油貯蔵タンク	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
				関連設備 ・燃料油貯蔵タンク ・タンクローリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
第85条(85-15-7) 燃料油貯蔵タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯蔵タンクの容量: 460m <sup>3</sup> 以上(4 部分) (2) タンクローリーの所要数が使用可能: 3台 (重大事故等対応設備の運転定規に必要の燃料を補給できる容量を有するもの、予備機 1台を含む、3号炉および4号炉合計所要数)	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 燃料油貯蔵タンクの容量: 460m <sup>3</sup> 以上(4 部分) (2) タンクローリーの所要数が使用可能: 3台 (重大事故等対応設備の運転定規に必要の燃料を補給できる容量を有するもの、予備機 1台を含む、3号炉および4号炉合計所要数)	関連設備 ・燃料油貯蔵タンク ・タンクローリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
				関連設備 ・燃料油貯蔵タンク ・タンクローリー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X









